

お詫びと訂正

「〈第4版〉ケース別 会社解散・清算の税務と会計」（令和2年12月21日発行）の記述に誤りがございましたので、お詫びの上、下記のとおり訂正させていただきます。

税務研究会出版局

P.75の「(2) 付加価値割額のうち、単年度損益の計算」及び「(4) 所得割の計算」の記述を下記の通り読み替えて下さい。

(2) 付加価値割額のうち、単年度損益の計算

単年度損益の計算は、原則として法人税の所得金額計算の例によりますが、青色欠損金の繰越控除（法法57）、災害損失金の繰越控除（法法58）は適用しないこととされています（地法72の18②）。

しかし、①解散した場合において、残余財産がないと見込まれるとき、②特別清算開始命令、破産手続開始決定等があった場合に利用が認められている期限切れ欠損金の損金算入（法法59）は、単年度損益の計算上も損金算入できることになっています。

これらの場合の計算方法は以下のとおりです（地法72の18、地令20の2の12、取扱通知4の5の3）。なお、単年度損益の計算では青色欠損金の繰越控除の適用がないので、法人税における期限切れ欠損金の損金算入（法法59）の計算とでは相違がある点に注意が必要です。

- ① 解散した場合において、残余財産がないと見込まれるとき
前事業年度以前の事業年度から繰り越された欠損金額（連結欠損金個別帰属額を含む）
- ② 特別清算開始命令、破産手続開始決定等があった場合
次の最も少ない金額が損金算入されることになります。
 - i 前事業年度以前の事業年度から繰り越された欠損金額（連結欠損金個別帰属額を含む）
 - ii 債務免除益、私財提供益の合計額
 - iii この欠損金控除前（青色欠損金、災害損失金の繰越控除前）の所得金額

(4) 所得割の計算

所得割の計算は、原則として法人税の所得金額計算の例によりますが、欠損金の繰戻し還付、海外投資等損失準備金などは適用しないこととされています（地法72の23他）。

また、付加価値割額の計算と同様に、①解散した場合において、残余財産がないと見込まれるとき、②特別清算開始命令、破産手続開始決定等があった場合の期限切れ欠損金の損金算入の特例が認められています。

以上